

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正

現行	改正	改正理由														
<p>本則</p> <p>(表彰を受ける者)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号に掲げる表彰事由のいずれかに該当する職員又は集団に対して行うものとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律に定める勤労感謝の日(以下「勤労感謝の日」という。)において、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)及び別表第1に定める機関等の職員として在職した期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上であり、かつ勤務成績が良好な者(すでに別表第1に定める機関等において、当該表彰を受けた者を除く。)</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 1007 1010 1326"> <tr><td>国</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td></tr> <tr><td>本学以外の国立大学法人</td></tr> <tr><td>大学共同利用機関法人</td></tr> <tr><td>国立高等専門学校機構</td></tr> <tr><td>独立行政法人大学評価・学位授与機構</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立大学財務・経営センター</td></tr> </table>	国	地方公共団体	本学以外の国立大学法人	大学共同利用機関法人	国立高等専門学校機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人国立大学財務・経営センター	<p>本則</p> <p>(表彰を受ける者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1072 1007 1906 1326"> <tr><td>国</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td></tr> <tr><td>本学以外の国立大学法人</td></tr> <tr><td>大学共同利用機関法人</td></tr> <tr><td>国立高等専門学校機構</td></tr> <tr><td>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</td></tr> <tr><td>独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人</td></tr> </table>	国	地方公共団体	本学以外の国立大学法人	大学共同利用機関法人	国立高等専門学校機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人	
国																
地方公共団体																
本学以外の国立大学法人																
大学共同利用機関法人																
国立高等専門学校機構																
独立行政法人大学評価・学位授与機構																
独立行政法人国立大学財務・経営センター																
国																
地方公共団体																
本学以外の国立大学法人																
大学共同利用機関法人																
国立高等専門学校機構																
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構																
独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人																

<p>独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人 国営企業及び行政執行法人の労働に関する法律第2条第1項第1号に規定する国営企業 公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫 国家公務員退職手当法施行令第9条の2に規定する法人</p>	<p>国営企業及び行政執行法人の労働に関する法律第2条第1項第1号に規定する国営企業 公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫 国家公務員退職手当法施行令第9条の2に規定する法人</p>	
--	--	--

附 則(平成28年10月14日規程第37号)

この規程は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。